

3. 帝国議会衆議院における「体育ニ関スル建議案」の審議過程

——1905年の剣道、柔道の正科採用をめぐる対抗——

坂上 康博

はじめに

長きにわたって武士の嗜みとされてきた武芸のうち、剣術と柔術は、明治維新以降、士族を主体として編成された警察官の訓練科目となり、警察組織ではその地位を獲得したものの、学校においては、中等学校以上の男子生徒の運動部活動および課外授業（早朝や放課後に実施）として実施されるにとどまった¹⁾。正科体育（体操科）の授業として撃剣・柔術を実施することを、文部省が認可しなかったためだ²⁾。

文部省の諮問に対して、1884年10月に体操伝習所が出した答申「撃剣柔術ノ教育上ニ於ケル利害適否調査」は、撃剣・柔術を正科体育の教材には「不適當」と結論づけたが、こうした見解は、1896年7月の学校衛生顧問会議の答申、さらには1905年11月の体操遊戯取調委員会の答申にも継承され、撃剣・柔術は正科体育ではなく、満15才以上の生徒に限り、ひとつの「遊戯」として任意に課外で実施すべきである、というのが文部省の正式見解となっていたのである³⁾。

しかし、それから5年半後の1911年7月、文部省は、中学校および高等中学校で、選択教材という扱いではあるが、「撃剣及柔術ヲ加フルコトヲ得」と正科体育での実施を認め、翌1912年6月には、師範学校でも男子生徒に対して同様の変更がなされる。文部省の方針がついに転換したのだ。それはなぜか。こうした変化は、何によってもたらされたのか。この5年半の間に一体何が起こったのか。

その背景としてこれまで注目されてきたのが、日清・日露戦争を契機とするナショナリズムの高揚であり、より直接的な要因として指摘されてきたのが、帝国議会衆議院における「体育ニ関スル

建議案」および「撃剣術ヲ各学校ノ正科ニ加フルノ請願」の可決であり、この「帝国議会決議という政治力」が文部省に方針転換を余儀なくさせた、といった理解がなされてきた⁴⁾。

だが、不思議なことに、これらの建議案や請願の審議過程については、これまで詳細な考察がなされておらず、そのため文部省の方針転換という学校体育史および武道史上の画期をなすこの重要な事象についての理解も、不十分なものとどまってしまうように思われる。

こうした研究状況をふまえて、本稿では、1905～1908年のあいだに衆議院に計3回建議され審議がなされた「体育に関する建議案」のうち、賛成96人、反対101人で否決された第1回の建議案の審議過程を中心に据えて考察を試みる。その際、その採決の結果については、記名投票の記録が残されているので、投票者の氏名から所属政党や族籍をたどることによって、建議案をめぐる政治的社会的な対抗関係についても検討を加えることにしたい⁵⁾。

1. 第1～3回「体育ニ関スル建議案」の審議過程の概要

「体育ニ関スル建議案」の主導者は、星野仙蔵（1870.1.15～1917.8.26）である。星野は、埼玉県入間郡岡村の豪農の家に生まれ、幼少のころより直心陰流野見鋌次郎に撃剣を学び、1897年頃には自宅に道場を開設し、1899年から川越中学校の撃剣嘱託教師を務めた⁶⁾。星野が憲政本党より立候補して衆議院議員に初当選したのは、1904年の第9回衆議院選挙であったが、星野はその任期4年間に3度「体育ニ関スル建議案」を衆議院に提出した。

「体育ニ関スル建議案」の審議の経緯は、表1

のとおりである。まず、(1)本会議に上程され、その際提出者による建議案の趣旨説明（あるいは書記による代読）がなされ、その後、(2)議長指名で選出された 9 名の委員による建議案委員会に審議

に付託され、(3)その結果が本会議に諮られ、採決された。結果は、第 1 回が否決、第 2・3 回が可決である。

表 1 「体育ニ関スル建議案」の審議過程

	(1)本会議上程	(2)建議案委員会審議、採決	(3)本会議審議、採決
第 1 回	1905.2.7	2.8、2.10、2.16 可決（賛成 5 人、反対 1 人） 総審議時間：186 分	2.18 否決（賛成 96 人、反対 101 人）
第 2 回	1906.3.8	3.9、3.10 修正可決（全会一致） 総審議時間：55 分	3.13 可決
第 3 回	1908.3.14	3.17、3.19 可決（全会一致） 総審議時間：24 分	3.24 可決

（注）『帝国議会議院議事速記録』明治篇 20・21・22、東京大学出版会、1980 年、『帝国議会議院委員会議録』明治篇 32・38・48、東京大学出版会、1988 年、より摘出作成。

表 2 「体育ニ関スル建議案委員会」の委員

第 1 回 (1905.2.8～2.16)		第 2 回 (1906.3.9～3.10)		第 3 回 (1908.3.17～3.19)	
氏名	所属政党	氏名	所属政党	氏名	所属政党
★小澤愛次郎	立憲政友会	◎小澤愛次郎	立憲政友会	小澤愛次郎	立憲政友会
◎由布惟義	〃	江藤哲蔵	〃	由布惟義	〃
横井時雄	〃	遊田研吉	〃	大野久治	〃
★星野仙蔵	憲政本党	福島勝太郎	〃	山森隆	〃
青地雄太郎	〃	★星野仙蔵	憲政本党	★星野仙蔵	憲政本党
神藤才一	同攻会	★神崎東蔵	〃	◎神崎東蔵	〃
鈴木摠兵衛	甲辰倶楽部	武市庫太	大同倶楽部	★大淵龍太郎	大同倶楽部
阿部勇治	帝国党	横山一平	〃	中谷宇平	〃
城重雄	無所属	鈴置倉次郎	政交倶楽部	神藤才一	猶興会

（注）★は建議案提出者（小澤以外は委員会発言で確認）、◎は委員長。委員の氏名は、前掲『帝国議会議院委員会議録』明治篇 32・38・48 より、所属政党は、大津淳一郎『大日本政党史』第 10 巻、原書房、1970 年、pp.1011～1024 より摘出作成。

建議案委員会（以下、委員会）のメンバー 9 名は、表 2 のとおりである。それぞれの時点での各政党（無所属も含む）の議員数に比例して、委員数が配分されている。最大勢力の立憲政友会や第 2 の勢力をもつ憲政本党から 2～4 名の委員が選出されているのはそのためであり、また、第 2 回以降、同攻会から委員の選出がなくなる等の変化があるのは、これらの政党の離合集散および議

員の政党替え等によるものである。

建議案の主導者星野仙蔵も、憲政本党から委員に選出されている。また、同じ埼玉県選出議員で、第 1 回目の建議案の提出者の 1 人である小澤愛次郎（1863.12.20～1950.6.21）も、立憲政友会から委員に選出され、星野とともに計 3 回委員を務めている。議長指名とはいえ、実際の委員の選出は各政党に委ねられていたのだ。小澤は、1890 年か

ら 4 期連続で埼玉県議を務めた後、1898 年の第 5 回衆議院選挙に立憲政友会から立候補して初当選し、以後 1910 年まで計 5 期衆議院議員を務め、「体育ニ関スル建議案」の可決をめざし星野仙蔵とともに奔走した。小澤は、埼玉県北埼玉郡大田

村に生まれ、忍藩剣術指南松田十五郎に小野派一刀流を学んで免許皆伝を受け、1891 年に岩瀬村に道場を開設し、1896 年からは熊谷中学校の剣術嘱託教師を務めていた⁸⁾。

表 3 「体育ニ関スル建議案」の内容と審議結果

	第 1 回 (1905.2.8～2.16)	第 2 回 (1906.3.9～3.10)	第 3 回 (1908.3.17～3.19)
提出者	星野仙蔵外 11 名	星野仙蔵外 8 名	星野仙蔵外 17 名
建議案	政府ハ宜ク中学程度以上ノ諸学校ニ体育正科トシテ剣道柔道ヲ加フヘシ 但シ中学程度一年生ヨリ三年生マテハ剣柔二道トモ体操式ノ如ク号令ヲ以テ形ヲ応用シ四年生以上ニハ技術ヲ教習セシムルコト	(原案) 中学程度ノ諸学校ニ体育正科トシテ剣術形ノ体操即チ練胆操術又ハ柔術形ノ体操ノ何レカ其ノ一ヲ教習セシムヘシ 随意科タル剣術、柔術ハ当局者宜シク之ヲ督励スヘシ (修正案) 中学程度ノ諸学校ニ体育正科トシテ剣術若クハ剣術形ノ体操(練胆操術)又ハ柔術若クハ柔術形ノ体操ノ何レカ調査ノ上其ノ一ヲ教習セシムヘシ	中学程度ノ諸学校ニ体育上正科トシテ剣術柔術練胆操術(木剣体操)熟レカ其ノ一ヲ教習セシムヘシ
採決	否決(賛成 96 人、反対 101 人)	可決	可決

(注)『帝国議会衆議院議事速記録』明治篇 20・21・22、東京大学出版会、1980 年、より摘出作成。

次に建議案の内容だが、表 3 にまとめたように、第 1 回建議案とそれ以降とでは、内容が大きく異なる。第 1 回の建議案の詳細については、後で取り上げるが、その要点は、中学校程度以上のすべての学校の正科体育で剣道・柔道(1～3 年は剣道・柔道の形)の両方を採用すること、というものであり、委員会では可決されたが、本会議の採決で否決された。

これに対し、第 2 回建議案は本会議で可決をみたが、その内容は第 1 回の建議案とは大きく異なっている。①対象が中学程度の学校に限定され、②名称が剣術・柔術に変わり、③採用すべき教材も、剣術、剣術形の体操(練胆操術)、柔術、柔術形の体操の 4 つの中から 1 つを選択すると修正さ

れ、しかも、④即時実施を求めるのではなく、文部省の調査に一任するというものへと様変わりしているのである⁹⁾。建議案提出者の星野が、昨年の「政府委員の希望に基いて提出した」、また、神崎が「剣道の極意」に例えて、「自分の打込んだ一刀が、立派に通るために、斯ふ云ふ風な修正をして出すと云ふことになった」と述べている¹⁰⁾ように、それは、建議案を何としても可決させるためにとられた大幅な修正であった。

こうした要求内容の大幅な後退は、後に詳細に検討するように、第 1 回建議案の審議過程でなされた批判、これを全面的に受け入れたものに他ならない。第 1 回建議案の審議は、それほどの影響力をもったのである。その 2 年後に審議され、可

決された第3回建議案も、内容的には第2回建議案と同じである¹¹⁾。第2・3回建議案の場合、委員会での審議時間が大幅に減少しているが(表1)、これはこれらの建議案が大幅に後退したことによってもたらされたものとみていいだろう。

また、1907年3月18日の衆議院本議会で可決された「撃剣術ヲ各学校ノ正科ニ加フルノ請願」も、第3回建議案と同様、第2回建議案の実現を文部省にせまるための補助的な役割を帯びたものと位置づけていいだろう¹²⁾。

以上のような点をふまえたうえで、第1回建議案の審議過程の検討に入ろう。

2. 第1回建議案の審議過程(1905. 2. 8~2. 19)

1) 趣旨説明

星野を主導者とし、計12名の連名で提出された「体育ニ関スル建議案」が衆議院本会議に上程されたのは、1905年2月8日。武術関係の建議は、貴族院も含めてこれが史上初である¹³⁾。星野は登壇して、その趣旨説明を行なった¹⁴⁾。

中学程度以上の諸学校に体育正科として剣道柔道を加ふべし。但し、中学程度一年生より三年生までは、剣柔二道とも、体操式の如く号令を以て形を応用し、四年生以上には、技術を教習せしむること

建議案の内容は、このように「至つて単純」であり、「賛成者が百三十人ございます」と述べたうえで星野は、中等学校1~3年生に対しては形を「体操式」の号令によって実施する、という但し書きの箇所について、自ら考案命名し、前年8月より川越中学校で実践していた練胆操術を具体例にあげて説明を試みた。練胆操術については、関係資料を事前に議員席に配布していたが¹⁵⁾、星野はそれが剣術と柔術の形を体操化したものであり、怪我の心配もなく、経費もかからず、50~100人の多人数でも1つの号令の下に一斉指導が可能であるといった点を強調した。これは、体操伝習所の答申などが指摘し、医学関係者等が批判してき

た撃剣や柔術の問題点に対する反論に他ならない。また、後に明らかになるが、撃剣・柔術そのものの実施を中学4年以上に限定したのも、満15才以上の者に限るという文部省の方針を考慮してのものであった。1~3年生に対して形を「体操式」の号令によって実施するという提案は、従来の文部省方針を見据えた上で、それを転換させる新たな突破口として星野らが捻出したものであったのだ。

では、なぜ撃剣・柔術を正科体育で実施する必要があるのか？ 星野の主張は、「畢竟武道は練胆的精神の修養でありまして、剛毅、勇敢、忍耐沈著、威重」といった効果を得ることができるというものであった。「国民の練胆的精神修養の必要」という主張は、趣旨説明の最後を締めくくる言葉でもあり、これが撃剣・柔術を価値づける中核的なキーワードであることがわかる。星野が考案した武術体操¹⁶⁾を練胆操術と命名したのも、それがもつ精神修養機能を強調するためであろう。また、この時期において一般的な呼称であった撃剣や剣術、柔術、武術ではなく、なじみがない剣道、柔道、武道という用語をあえて用いたのも、同様の意図からではないだろうか。

剣道・柔道の精神修養機能は、さらにより広い文脈から価値づけがなされた。星野はいう。それは「他の一般の学問をなす上に於ても、亦社会の上に処すに於ても、国際上、日本国民が優勝なる地位を保つ上に於ても、必要欠くべからざることである」。これらのうち、とくに星野が力説したのは、最後にあげた日本の国威発揚という点であった。星野は、まず開戦から1年が経っていた日露戦争の戦況を取り上げて、日露戦争における「連戦連捷」を生み出している軍人の「忠勇」や国民的な「至誠」は、今日「大和魂」や「武士道」、「忠君愛国の義気」などと呼ばれているが、そうした「国民的大精神」は、「建国尚武の美風」が今日に継承されたものに他ならないという。つまり「我邦が今日の強国に至つた原因」は、「畢竟我帝国の世界無比なる好歴史」すなわち「建国尚武の美風」

に求められるのであり、武道はこの「建国尚武の遺風を継ぎ、国民的大精神に基く」のものに他ならない。

星野はここで正科体育の現状に対する批判に転じる。このような歴史的な価値を有する「我が国固有の武道を排斥」し、「舶来の体操」を正科に採用しているのは、「歴史の上からばかりでなく、実益の上から見ましても、遺憾極まる」。明治維新前まで「六十余州の四十二万の士が、武士的教育と致しまして、経験し来つたところの日本の精華を、体育の中に入れて置かぬと云ふことはない」。「日本の国威」が「強国の上に凌駕」しているのは、今も「武道の遺風」が残存していて自然に「勇敢なる日本国民」を創りあげているためであり、「それ故に今日に於て、武道の奨励に依り、此精神の發揚を図り未来の英雄、豪傑、智勇、卓絶なところの青年男子を作ることは、最も必要のことである」。かつての武士教育の復活を叫ぶのである。

さらに星野は、外国において「武道を奨励する傾向」が生まれ、「武術の教師」が外国の地で指導にあたるようになっているとし、講道館門下の山下が渡米し、当地でルーズベルト大統領に柔道を教授していること等をあげるとともに、『タイムズ』紙の記事を例に、「詰まり日本の強国になったのは、全く日本の武士道に依ると云ふことは、外国人の脳裏に浸みただけであらう」と主張した。日露戦争での連勝を契機に国際的な注目を浴びようになった柔術の動向を、星野は演説の中に盛り込んだわけだが、そうした事実は、新聞報道などを通じて多くの人々が知るところとなっていた¹⁷⁾。

星野らが提出した「体育ニ関スル建議案」は、正科採用を撃剣だけではなく、柔術と合わせて要求した点で、従来 of 請願とも一線を画する。日清戦争後より武術の正科採用を求める請願が、貴族院および衆議院に提出されるようになっていたが、それらはすべて剣術、撃剣に限定されたものであった。星野らは、日露戦争を契機に国際的な注目を浴びようになった柔術を要求項目に加えることで、彼等の主張を外国からのまなざしによって

正当化したのだ。

以上のような星野の趣旨説明の後、「体育ニ関スル建議案」は議長指名の 9 名からなる委員(表 2)による審議に付託されることになる。

2) 建議案委員会での議論

委員会は計 3 回開催されたが、審議がなされたのは、2 月 10 日と 16 日の第 2・3 回委員会であり、そこには文部省普通学務局長の澤柳政太郎も政府委員として出席した¹⁸⁾。まずは委員全員の出席の下で開催された 2 月 10 日の委員会をみてみよう。

①建議案委員会(2 月 10 日)

第 2 回委員会の冒頭で、神藤才一が、この建議案が議員の「殆ど過半数」が賛成していることから、本議会で「大多数、或いは満場一致を以て、通過するであろう」と自らの予想を述べたうえで、その場合、文部省が確実にこれを実行するよう求めた。

つづいて小澤愛次郎が、「私は建議案の一人」であると断ったうえで、今回の建議案を星野と相談の上で提出した理由について説明を行なった。その大半は、先の本会議での星野の趣旨説明のくり返しあるいは補足といった内容だが、注目されるのは、武術の実戦的な価値を新たに強調している点である。日露戦争のみならず、日清戦争や北清事変などにおいても「日本刀の鋭利なること、又日本の軍人が強いと云ふこと」が示されたが、昨年の 9~12 月に日露戦争の戦地に赴いた際、「戦争となって接近すると云ふ時にはどうしても日本の武術と云ふものは、必要である」「撃剣の出来るやつは、進退懸引が自由である」といった評価を軍人からも聞いた¹⁹⁾。自分は、すでに「白兵団」の組織化を満州軍司令官に建議したが、中等学校で「刀の使ひ方、進退懸引位を知ったならば、他日一朝事のあった場合に」いかに有効であろうか。「日本に生まれた以上は、刀の使方位は日本人の義務としても、其位のことは知って居らなければならぬ」。それを普及する最も「便利」な方法が、

中学以上での剣道・柔道の正科採用である。小澤はこのように主張した。

星野が武術の精神修養機能に力点を置いたのに対して、小澤は武術の実戦的な価値を強調したが、両者の主張に明瞭に示されているのは、彼らを建議案提出へと突き動かしたものが、日露戦争という「時局」であったことである。

その後、鈴木惣兵衛による剣術・柔術の実施上の安全性に関する質問とそれに対する星野の回答をはさんで、政府委員の澤柳政太郎が建議案の内容確認のための質問を行なった。こちらも回答者は星野であったが、このやりとりによって、建議案が、①剣道・柔道の両方を正科として実施し、②実施する武道の流派については規定せず、学校毎の任意とする、というものであることが明確になる。

これら 2 点を確認したうえで澤柳は、「政府は此柔道剣道の二つを中学校以上の正科に加へると云ふことに付いては、容易く御同意を表し兼ねる」と断言した。文部省はかつての体操伝習所および学校衛生顧問会議による綿密な調査研究にもとづいて、満 15 才以上の者に限り任意に課外で実施すべきであるとの方針を採ってきたのであり、建議案に関する「説明を承りまして、其従来の方針を、茲に一変するだけの理由を、十分に見出すことが難い」。

その理由として澤柳は、主に 2 点の問題点を指摘した。第 1 に、現在の正科体育の授業では、「体育上」から実施すべき体操があり、その他にもベースボールやボートレース等、「体育上、並びに徳育上に利益のある遊戯と云ふものもある、其上に正科として剣術と柔道を、一人の生徒に、必ず二つを合せて学ばなければならぬと云ふことは、余程是は困難」であること。第 2 に、実施する武術の流派を学校毎の任意とするというが、これは各流派を統合したような「一定」のものがなく、多くの流派が存在しているという現状では、流派に関する父兄らの要望と衝突を来す恐れがあること。以上の 2 点である。また、武術の形についても、

初心者に実施するのは困難ではないかと指摘するとともに、星野が提示した練胆操術に関しては、未研究なので「篤と調査を致した上でなければ、賛否を表しかねる」と意見を保留した。

従来の文部省方針を変更するつもりはない、という柳澤の見解に対して、反論を試みたのが神藤と小澤であった。神藤は、陸軍で実施している銃剣術は、自分が命ぜられて調査し、剣術と柔術と洋式の三要素を合体して創出したものであり、また、自分は体操・撃剣の免許も保持している等と自らの専門性を語ったうえで、特定の流派を指導することが父兄らの要望と衝突するという点について、それは学問でも生じうること、学校教育全般に共通するものであると主張した。また、剣道の目的は、精神を磨くことであり、大国ロシアの兵士と比べて腕力や武器を扱う技術では劣っているにもかかわらず、日本の兵士が大勝利を得ているのもこの「精神の力」つまり「大和魂」ゆえであり、この「最も美なる、最も時勢に適合した建議案」が可決された暁には、誠実にこれを実施すべきであると、文部省に向かって念押しの発言をくり返した。

一方、小澤は、中学 1～3 年には形を実施するとした理由について、これは「十五以上の者でなければ、多少身体に害があるからいかぬ」という文部省方針を「斟酌」したものであること、また、形を初心者に対して実施することについての柳澤の疑問に対しては、各剣術流派においても入門後まず形を修め、その後に試合をやるのであって、この順番を逆にとらえている柳澤の理解は誤りであると指摘した。小澤は、文部省方針がいうところの身体の発達および教習上の合理性を根拠にして、形の意義を主張したのだ。こうした反論に加えて小澤は、

剣道なり柔道なりをすると云ふことは、一方には精神を飽までも、鍛錬し、一方には身体を強壯にし、益々勉強に耐えらるゝと云ふところの身体を造り出して、さうして精神上には、飽までも此国家の元気の基となる、尚

武の気象を養成することが第一でございますからして、最も今日の時勢に適合して居るのみならず、今後は益々之を奨励してやって往ったならば、必ず此大帝国が世界に向かって、益々威信を發揚するに至るであらうと述べた。建議案の目的を学校教育に沿った形で表現し直したものであり、先の星野による趣旨説明とほぼ同じ内容といっていいただろう。

この日は、1時間28分で審議が打ち切れ、これは「重大な問題」「学生の体育と云ふことばかりでなく、国民の将来の性格にも、影響を及ぼして来る問題である」とする横井時雄による質問も、次回に持ち越しとなった。

②建議案委員会（2月16日）

つぎに2月16日に開催された第3回委員会の議論をみてみよう。この日は、鈴木摠兵衛と青地雄太郎の2名が欠席し、計7名の委員で審議がなされた。

委員会の冒頭、まずは小澤と神藤が、前回文部省の澤柳が指摘した2つの問題点に対する見解を述べた。小澤は、澤柳の指摘を受け止め譲歩する姿勢を示した。我々の見解は、「何が何でも剣道柔道を並び行はせなければならぬ」というものではなく、正科体育において剣道か柔道のどちらかを取捨選択すればよい、また、その実施方法については文部省による調査研究を求める、というものと主張したのである。従来の文部省方針を変更するつもりはないという柳澤の回答を前にして、剣道・柔道の両方を実施するという案から二者択一案へと見解を変えたのだ。

他方、神藤は、柳澤が指摘した流派に関する学校と父兄間での齟齬という問題について、それは習字でも同様であり問題ないと反論した。また、建議案提出者への質問、文部省への要望として、剣道・柔道が正科採用されれば、それらの授業もある点数以上を取らなければ落第という扱いになるが、それは現在の正科体育の授業でもみられるように本来「一番愉快で宜い」はずのものが生徒に嫌われるようになるといった傾向を生み出しか

ねないので、こうした問題を防ぐことができるような方策を講じてほしいと主張した。

神藤による澤柳への反論に対して、澤柳は、習字の流儀と武術流派とでは問題の次元が異なると一蹴し、これに対し、神藤は武術には種々の流儀があっても、その攻防の技術などにおいては、習字や絵画と同様に共通性が大きく問題はないと再反論した。他方、落第の対象となることによって生じる弊害について小澤は、より重要な点はこの建議案が徴兵制の理念に則ったものであることだとしつつも、落第や「学問の成績上に影響を及ぼす」という点は憂慮すべきことであると述べた。

さて、この日星野らの前に立ちはだかったのは、文部省の澤柳ではなく委員の横井時雄だった。横井は、第2回委員会でこの建議案を「国民の将来の性格」にも影響を及ぼす重大問題だと発言していたが、そのような認識の下で建議案のもつ問題点を鋭くえぐった。

第1に、剣術の形については練胆操術の指導実績があるが、柔術の方は全くない。第2に、中等学校以上の者に与えられている徴兵猶予は、兵式体操の実施が条件であり²⁰⁾、体操の時間を削減して剣道・柔道を実施するというは、これに抵触する。第3に、4年生以上の者に剣道・柔道を練習させる際、50名ほどの生徒に対し、1名の教員で対応できるのか。第4に、西洋体操では練胆ができないので、剣道・柔道を導入せよとか、「今日の戦争〔日露戦争での連勝——引用者注〕」は剣道・柔道によるものだったといった見解には同意できない。第5に、もし正課体育において剣道か柔道のどちらかを選択実施すればよいとするのであれば、建議案の文面を「中等程度の諸学校に体育正科として剣道又は柔道を加ふべし」と修正すべきである。

以上のような指摘に対して、星野、小澤、神藤が反論し、また、城が建議案への賛同（ただし専門学校や大学での実施については反対）を示したが、それらをふまえて横井は、この建議案が衆議院において賛同を得るためには、次の2つのうちのいずれかの条件を満たしていなければならない

と主張した。

ひとつは、練胆操術のような「システム」が川越中学だけでなく、他の中学校でも広く行なわれるようになり、教育家の大多数がその意義を認め、「是は西洋の体操術に代ゆるべき価がある、体操術以上のものであると云ふことが、実験上、世の中に明かになり、世論も認め、つまり「一の国論となって居る場合」である。もうひとつは、文部省等に設置された専門家による委員会が、綿密な調査研究にもとづいて剣道・柔道は「西洋体操以上のものである」と結論を下した場合である。現在はこの2つの条件のどちらも満たしていない。練胆操術は、実践の期間も実践例もまだ少なく、世に知られ、教育家の承認を得るには至っておらず、文部省も知らない。文部省に「調査をなさい」という建議を出すのならまだ分かるが、今回の建議案はそうではない。こうして横井は、「早計な譏りを免れぬ」と建議案に対する反対を明言した。

これに対して小澤が、練胆操術はあくまで例示であり、また、即時実施を求めているわけではなく、形については日本体育会や大日本武徳会等で研究して、全国で「一定の方法」を採用していくというやり方もあると主張したが、それは横井を翻意させるようなものではなかった。他方、星野・小澤「兩人の中で、少し議論が合わない点がある」（神藤発言）との指摘があったにもかかわらず、小澤が主張した二者択一案への修正に星野が賛同の意を表明することもなく、また、横井の提案に沿って、建議案の文面が「剣道又は柔道を加ふべし」と修正されることもなく、議論が終わった。

委員会の最後に神藤が、文部省の見解を尋ねたが、柳澤は「正科とすることは御同意を表しかねる」と断言した。こうして1時間38分に及んだ委員会審議が終了し、採決に入ったが、反対は横井の1名のみで、賛成5名で可決され（委員長の由布は採決に加わっていない）、こうして建議案が本会議で審議、採決されることとなった。

3) 本会議での審議、採決

「体育ニ関スル建議案」が本会議にかけられたのは、2月18日²¹⁾。委員会の終了からわずか2日後である。冒頭で、委員会の委員長由布が、本案が委員会において反対1名、賛成5名の「多数を以て可決」され、可決となった理由は「本案に添付してあります理由書の通りで別に変ることはない」と報告した²²⁾。

つづいて発言したのは、委員会においてただ1人反対した横井、そして建議案の提出者の小澤であり、この2人の発言の後、ただちに採決がなされるというスピーディーな展開となった。

横井は、先の委員会での論点をふまえたより鋭く深い反対論を展開した。横井がまず指摘したのは、現在全国260余りの中学校などで、「学生は自由に柔術を習ひ、撃剣を習ふことが出来る」ようになっており、こうした傾向はとくに日露戦争を機に「一層尚武的の気象が発揮」されるようになる中で、さらに拍車がかかっているという事実であった。これは、課外授業あるいは運動部活動としての撃剣・柔術の隆盛ぶりを指摘したもののだが、横井がポイントを置いたのは、それらが生徒の自由意思に基づくものであるという点であった。これを変える必要などない。正科体育での実施となれば、すべての生徒が自らの意思にかかわらず実施せねばならず、たとえば肋膜炎を患っていたり、脳に傷害があるなど、撃剣・柔術の実施に適さない生徒も授業に出席し、「或る規定の点数を取らなければ、則ち其点に於て落第すると云ふ危険がある」。しかも、建議案では、中学校以上の大学までも含めたすべての学校での実施を謳っている。これは「甚だ穩当を欠いて居る」。横井はこのように批判した。

そして横井は、「却て極端に走ると、害を及ぼす恐がある」、この建議案通りに文部省が実施すれば、生徒に大変な「迷惑」や「危険」を惹起するといひ、その理由を次のように主張した。まず、週に3時間しかない正科体育の授業で、各1時間を剣道と柔道に割り当てたならば、兵式体操および普通体操を残りの1時間で実施しなければならない。

中等学校以上に課されている兵式体操は、彼等に徴兵猶予を与えるための条件となっており、剣道・柔道の実施によってその時間が削減されれば、この条件に抵触することになる。兵式体操は、徴兵制との関係で削減が許されない特別な存在であるという点を横井は鋭く指摘したのだ。そして、横井は、これは「軍隊の組織上」からも問題であり、これらの点から考えて「この建議案は今日其必要を見ない」と批判した。

また、「撃剣と柔道をやらなければ、殆ど大和魂は我国に消へ去る」かのような主張であるが、より重要な問題は、「鍊った胆を如何にして使うか」ということである。「若し其人が明かなる倫理上の知識を持たないときには、胆を鍊ったが、其鍊った胆を、悪い方に使ふことも、随分ある」。したがって、撃剣や柔道、あるいはベースボールその他の運動で「道德の修養」を行なう場合も、それ以外の「普通教育の仕方」が大いに重要なのだ。今日「尚武の氣性を甚しく過度に奨励する必要はなく」、むしろ今後の戦後経営などを考えると、産業や商業、金融の発達のためには「平和的氣風」をもう少し養成した方がいい。300年以前、世界第一の大国となったスペインは、その後「尚武の精神を過度に奨励して、平和的発達」を推進しなかったために没落したではないか。「今日我日本が戦争に勝ったと云っても、戦後の経営に非常に寛大なる、非常に進歩なる、非常に大胆なる方針を以て、教育の方面に於て、改革を行はなければならぬ、決して保守的方略に依って、此国を維持することは出来ぬ」。

横井は、日本基督教会の牧師や同志社の教授を務め、アメリカのエール大学などへの留学経験等を持ち、1903年から衆議院議員となる一方で、『東京日日新聞』主幹、雑誌『時代思潮』を刊行するなど活発な言論活動を展開していた²³⁾。そんな横井ならではの鋭く深い、かつ広い視野からの反対論とっていいだろう。

これに対して小澤は、横井の反対論を「恰も政府から頼まれたやうな御演説である」と皮肉をこ

めて評したうえで、先の委員会で文部省の澤柳から出された2つの問題点に的を絞り、それに対する反論を試みた。第1に、週3時間しかない正科体育の授業でいかに剣道・柔道を実施するのかという点について、小澤は、地方の状況や学校の状況に応じて、たとえば兵式体操と普通体操では「兵式体操を主とし、普通体操を従とする」、剣道と柔道では「剣道の方を主とし、柔道の方を従とする」といった「取捨選択」をすれば可能であるとした後、「兎に角剣道柔道を入れると云ふこと」が「最も重要」なのであって、それを委員会において「五人に対する一人の大多数を以て決議」したのだと主張した。徴兵猶予制度との関連を突いた横井の批判への反論として見た場合、厳密さや合理性を欠くとともに、強引さが際だつ主張であると言わざるをえない。

第2に、流派毎に多様な形が存在しているという点について、小澤は、日本体育会あるいは大日本武徳会に「一定の形」を制定させ、全国に普及させればいいのであり、何と容易なことではないかと主張した。

そして、横井の演説中で、「尚武の氣性」が「昔のものであって、今日は不必要と云ふやうな、守旧である、古きを守るもの」として否定されたとし、反論をくり出す。

今日の時局に当たって、此渺々たる日本国が（笑声起る）世界一等国を戦って今日勝つと云ふのは、何でありますか、是は一片の武士道、一片の武士道精神と云ふものが、日本国に充滿して居る、其結果でありまして、其中身は何であるかと云へば、即ち三千年来鍛へ上げた三尺の秋水（笑声起る）、其中に一片の愛国心、所謂武士道と云ふものが籠って居るからして、今日の大勝利を得た

「渺々たる日本国」とは小さな日本を、「秋水」は刀を意味し、要するに日本刀に武士道、愛国心が籠もっていることが、日露戦争で日本が勝利を得ている原因だというのである。2箇所では笑いが起っているが、この笑いには、あまりにも恣意的

な表現や議論の飛躍などを嘲り、批判する意味が込められていると思われ、反対派による野次に近いものとみなしていいだろう。

小澤はつづけて、武術経験がない者も日露戦争の戦場で活躍できているのは、「三千年来の尚武の気象と云ふものがあるから、武術を知らぬ者にも、愛国心、武士道と云ふ精神が籠って居って、今日戦に勝ったのである」と主張する。さらに「若もさうでなかったならば、私は今日の結果を得ることが出来ないのであらうと思う」と述べたところで、また笑いが起った。小澤はそれが我慢がなかったのだろう。「是は一笑に付する問題ではない」、武道の正課体育での実施は「国家の元気の消長に大関係を来す」問題であり、「日本国の人民たるものは、剣の使い方」「進退掛引」くらいのことは知らなければならない、だからこそ「文部省が、それを今日随意科として、奨励して居るではありませぬか」と主張したところで、またもや笑いが起った。そしてこの瞬間、小澤はかなり感情的になったとみえ、「若しも諸君が御笑なさるならば、文部省が之を廃したら宜からう、然るにそれを奨励して居るではないか」と反発を露わにした。ここでの笑いは、文部省に剣道・柔道を正科採用せよと要求している人間が、随意科での実施という現状を論拠にして反論しているという、自家撞着的な論理展開に対する嘲りであったろう²⁴⁾。

小澤は、最後に「其方法手段の如きは政府が宜しく攻究すべき問題」で、今「敢て問う所にあらず」、「建議すれば足るのである」と強引な主張をくり返し、「満場の諸君の御賛成」を求めた。

こうして審議が終わり、採決となる。結果は、賛成 96 人、反対 101 人。5 票という僅差での否決であった。

3. 第 1 回建議案をめぐる対抗の構図

1) 議論にみる対抗関係

第 1 回の建議案は、5 票差で否決された。なぜこのような結果になったのか。

建議案をめぐる議論の内容からみた場合、否決された理由として考えられるのは、やはり採決の直前になされた横井の反対論が、委員会による可決や小澤の賛成論を覆すようなパワーをもっていたことであろう。たった 1 人の反対論者であったが、委員会での議論も含めて、論理的な説得力という点では、横井が圧倒していた。

この点に関して、今村嘉雄は、「横井議員の反対理由は、論旨きわめて明快で、立場をかえて聞けば高い説得力をもち、聴くものにかかなりの感動をさえ与えた。これに対して賛成派を代表した小澤議員の説明は、当然横井議員の所論に対する反論を含む訳だが、やや明快を欠き、時に失笑や野次がとぶ状態であった」²⁵⁾と指摘し、また、中村民雄は、「横井の登壇による反対意見が功を奏し（中略）僅か五名の差ではあったが否決されてしまった」²⁶⁾と評価を下している。両者の主張は、いずれも実証的な裏づけを欠いたものだが、建議案をめぐる議論の内容は、まさにこのような指摘や評価を生み出すようなものであったといってい

いだろう。しかし、反対票が圧倒的多数であったわけではない。わずか 5 票差である。賛否が拮抗していたのだ。否決されたとはいえ、論理的には圧倒的に不利であった建議案になぜこれほどの支持が集まったのか？ この点を同時に問題化し、追究する必要がある。

この問題を考えるうえで、まず注目すべきは、星野や小澤の主張に明瞭に示されている日露戦争を契機として強烈に湧き上がったナショナルな感情（ナショナリズム／ナショナルアイデンティティ）であろう。日露戦争を契機に「一層尚武の気象が発揮」され、それと一体となって撃剣、柔術が隆盛をみせた——これは横井もあげていたように歴然たる事実であり、星野らの建議案そのものがそうした状況の産物であったといってい

露戦争を契機として高揚したナショナルな感情、その表象となった「尚武の気象」や「武士道精神」が撃剣・柔術と一体化するという事態のなかで、それなりのパワーをもったことはまちがい。

論理が採決のすべてを決定したわけではなく、建議案をめぐる合理的な論理とナショナルな感情の両者がぶつかりあい、それらが対抗していたとみるべきではないだろうか。

2) 政党という枠組み

ところで、衆議院における採決は、最終的には議員個人ごとの意思によってなされるが、そこには所属政党や会派、人脈等による拘束力も作用している。とくに政党による拘束は、衆議院における基本的な対抗関係を規定するものであり、そのバイアスは議員の行動をとらえる際に無視できない。では、この建議案についてはどうか。

まず、建議案の趣旨説明の際、星野が「賛成者が百三十人ございます」と述べ、さらに建議案委員会で、神藤才一は、「殆ど過半数」が賛成しているので「大多数、或いは満場一致を以て、通過するであろう」と述べていたことを想起しなければならない。130名という人数は、実際の議員総数からすれば3分の1にすぎず、採決の可否はなおも不透明であったというべきだが、建議案を上程する過程で、これだけの支持を獲得していたことは注目に値する。では、それは政党を基盤としたものであったのだろうか。この点を次に検討してみよう。

① 建議案委員会の委員の賛否

まずは委員9名が、最終的に賛否どちらに票を投じたのかをみておこう。結果は、表3のとおり、賛成5名、反対2名である。委員会での採決に加わらなかった委員長の由布も、反対に票を投じ、横井と合わせて反対が2名に増えた。他方、委員会で賛成を表明していた5名の委員に変化はない（第3回委員会を欠席した2名は本会議も欠席）。

建議案提出者の筆頭である星野は憲政本党、もう1名の提出者の小澤は立憲政友会所属であり、

この建議案がいわゆる超党派の形で提出されたことがわかる（この2名以外の建議案提出者の氏名は不明）。

表4 「建議案委員会」委員の賛否

氏名	所属政党	族籍	賛否
小澤愛次郎	立憲政友会	平民	○
由布惟義	〃	士族	×
横井時雄	〃	士族	×
星野仙蔵	憲政本党	平民	○
青地雄太郎	〃	平民	欠
神藤才一	同攻会	平民	○
鈴木惣兵衛	甲辰倶楽部	平民	欠
阿部勇治	帝国党	平民	○
城重雄	無所属	士族	○

（注）○は賛成、×は反対、欠は欠席を示す。族籍は、国立国会図書館所蔵の『衆議院議員名簿（第二十二回議会開会前増補改訂）戦時議会ニ関係ノ全』（1905年10月20日）との照合によって確認した。

所属政党別にみると、意見が割れているのは立憲政友会だけであり、賛成は建議案提出者である小澤のみで、横井と由布の2名が反対である。採決前に論戦を繰り広げた横井と小澤は、なんと立憲政友会の議員同士だったのだ。

先にも述べたように、委員会の委員の選出は、各政党に委ねられていたと考えられる。各政党での選出方法は不明だが、立候補ないし推薦といったところであろう。それゆえ、建議案提出者である星野と小澤だけでなく、事前に建議案に対する支持を表明したとされる130名のうちの何人かが委員に選出され、そのために委員会での賛成者の比率が高くなったのではないだろうか。つまり委員選出は、いわゆる事前の根回しによるコントロールがある程度可能なものであったと推定される。

② 各政党による建議案への賛否

建議案の採決に投票した計197名の議員の賛否を政党別にまとめると表5のようになる。以下、政党毎にみていこう。

表 5 建議案に対する政党別・族籍別の賛否

政党	議席	出席者	投票	
			賛成	反対
立憲政友会	139 (36)	84 (27)	21 (5)	63 (22)
憲政本党	95 (24)	52 (14)	52 (14)	0
同攻会	28 (8)	11 (2)	9 (1)	2 (1)
甲辰倶楽部	27 (4)	12 (2)	1 (1)	11 (1)
帝国党	19 (6)	5 (3)	5 (3)	0
自由党	19 (7)	10 (5)	1 (1)	9 (4)
有志会	17 (8)	6 (3)	4 (2)	2 (1)
無所属	35 (8)	17 (5)	3 (2)	14 (3)
合計	379 (101)	197 (61)	96 (29)	101 (32)

(注) ()は士族の人数で内数。投票者の氏名は、前掲『帝国議院衆議院議事速記録』明治篇 20 より、所属政党は、前掲『大日本政党史』第 10 巻より、族籍は、前掲『衆議院議員名簿（第二十二回議會開会前増補改訂）戦時議會ニ関係ノ全』より摘出作成。

立憲政友会は、84 名のうち賛成が 21 名、反対が 63 名である。反対の比率が 75.0%に達しており、これは先にみた委員会での反対比率（5 対 1→66.7%）をも上回っている。たった 1 名の反対者として、委員会および本議会で論陣を張った横井時雄が同党所属であったことを改めて想起すべきであろう。最大議席数を誇る与党立憲政友会は、出席者の 4 分の 3 が反対に投票し、建議案の可決を阻止した最大勢力となったのだ。なお、同党の議員で少数派ながら賛成に票を投じた 21 名については、小澤らによる事前の根回しの成果という面が大きいのではないだろうか。

他方、星野が所属する憲政本党は、出席者 52 名全員が賛成していることから、同党において建議案への支持が組織的になされていたことがわかる。建議案の最大の支持母体は、衆議院で第 2 の勢力をもつ憲政本党だったのだ。しかし、この建議案の可決が同党の方針として位置づけられていたかという点、『憲政本党党報』などを見る限り、そのような形跡はなく、いわゆる党内の根回しによる合意形成とったレベルのものであったのではないだろうか。

帝国党の場合は、人数は少ないが、出席した 5 名全員が賛成している。同党の大淵龍太郎は、後に第 3 回建議案の委員会委員に選出（その時点では大同倶楽部所属）された際、「吾々も其度毎に提出者の一人となり、委員となり、十分研究して居る」²⁷⁾と発言していることから、星野らとの関連が強かったものと思われる。小規模ながら、憲政本党とともに建議案の支持母体となっていたとみていいだろう。

同攻会も 11 名中 9 名が賛成している。こちらは、委員会で賛成の立場から発言をくり返した同党の神藤才一らによる根回しの成果ではないだろうか。

それに対して、甲辰倶楽部、自由党および無所属では、反対が 8～9 割以上を占めている。

以上のように建議案に対する態度と政党との間には、かなり明瞭な関連が見てとれる。建議案をめぐるのは、賛成派が憲政本党を筆頭に帝国党、同攻会、反対派が立憲政友会を筆頭に甲辰倶楽部、自由党、無所属であったと整理することが可能であろう。また、政党レベルでの対抗の基軸は、憲政本党対立憲政友会（内部対立を含む）であったと総括することができよう。

衆議院議員としてのキャリアでいえば、小澤が 7 年で星野は 1 年目の新米議員であり、各党内での影響力でいえば、当然小澤が勝っていたはずである。にもかかわらず、小澤ではなく星野が建議案の提出者の筆頭を務めたのは、星野が練胆操術という独自の教授法を創始し実践していただけては、建議案への全党的な支持は憲政本党では可能だが、立憲政友会では不可能であるという事情があったのであり、横井の存在はそれを象徴するものだったのではないか。

政党間の関係でいえば、憲政本党が反政友会に転じるのは、日露戦後であり、この時期には立憲政友会との連合が基本的に維持されていた²⁸⁾わけで、政党間の対抗関係が決議案をめぐる対抗を直接的に生み出したとは考えにくい。憲政本党の場合は、党是である対外硬論と武術奨励の親和性

が想定できなくもないが、政党の理念や政策、党是に照らして立憲政友会やその他の政党が建議案をめぐって賛否両派に別れたとは思えない。この場合、政党は、建議案提出者を中心とした同意調達のための根回しの単位という面が強く、その集団としての拘束力が憲政本党や帝国党などで機能したということなのではないだろうか。

3) 士族性

最後に族籍のちがい、すなわち士族と平民のちがいが、建議案の賛否にどれほど影響しているのかという点をみてみよう。

表 5 の括弧内が士族の人数だが、建議案の採決に投票した計 197 名の議員のうち、士族が 61 名、平民が 136 名である。

採決の当日は欠席者が多く、出席率が 52.0% であったが、これを族籍別にみると、平民 48.9% に対して、士族 60.4% と士族の方が出席率が高い。しかし、士族たちが建議案を可決させるために勇躍してこの審議に臨んだのかというところではない。意外なことに、当日出席した士族 61 名のうち、建議案に賛成した者は 29 名 (47.5%) であり、反対の 32 名 (52.5%) を下回っている。とくに建議案の可決を阻止した最大勢力である立憲政友会では、士族 27 名中 22 名 (81.5%) が反対票を投じており、これは同党全体の反対者の比率 (75.0%) よりも高い。

さらに表 4 によって、委員会の委員の族籍についてみてみよう。まず、建議案提出者の星野・小澤の両名だが、2 名とも平民である。建議案は、そもそも士族主導で作成され提出されたものではなかったのだ²⁹⁾。また、採決においても、士族 3 名中 2 名が反対で、平民 6 名では、賛成が 4 名、欠席 2 名であった。

建議案のめざすところは、明治維新前まで「六十余州の四十二万の士が、武士的教育と致しまして、経験し来つたところの日本の精華を、体育の中に入れて置かぬと云ふことはない」(星野の趣旨説明) という主張や「尚武の気象」「武士道精神」

といったキーワード、あるいは日本刀の操作の習得といったことに象徴されるようにかつての武士教育の復活に他ならない。それが日露戦争の最中というタイミングで、武術の精神修養機能だけでなく、軍事的なリアリティーをも帯びた形で主張されたのだ。こうした点からみて、本稿では、旧武士階級である士族が建議案の中心的な担い手であり、それが政党の枠を超えた取り組みを生み出したと仮定し、その検証を試みたのだが、結果はまったく逆であった。士族性は建議案に対する賛否を左右する要因としては作用していないのである。採決の直前に建議案への反対論をぶった横井が士族で、賛成論を主張した小澤が平民であったことは、それを象徴するものといっていいたいだろう。

士族性の非規定性というこの意外な結果については別途考察が必要だが、これは、明治末期における士族が、かつての武士のイメージとは大きくかけ離れた存在になっていたことを示唆する一例ではないだろうか。

おわりに

第 1 回目の「体育ニ関スル建議案」が否決されてから約 3 カ月後の 1905 年 5 月 5 日、大日本武徳会演武大会の終了後に開催された「武術家大懇親会」で、約 200 名の出席者の前で京都の剣術家矢野勝太郎が、4 項目からなる決議案を読み上げ、満場拍手喝采でこれを可決した。そのひとつの項目が「昨三十七年度衆議院に於て代議士星野仙蔵氏が建議通過なさんとせし撃剣体操の建議を飽くまで通過せしむる方法手段を地方の代議士を訪問し三十八年度議院に於て通過せしむることに努むること」³⁰⁾というものであった。次年度の衆議院での「体育ニ関スル建議案」の可決をめざして、各地方選出の議員への働きかけを行なうというのだ。建議案の否決がわずか 5 票差であったという事実は、この決議が提起したような取り組みによって、挽回が可能なようにもみえる。

他方、第 2 回の建議案の提出者となった神崎東

蔵は、委員会において「既に此建議案は昨年出まして、或事情の下に多数の議員が、委員会に出席して居ったために不幸にして否決になりました」³¹⁾と発言している。たしかに採決の当日は、182名もの議員が欠席しており、その中には神崎がいうように建議案に賛成であったが各種委員会に出席していたために欠席となった者もいただろう³²⁾。

また、日露戦争が勝利に終わったことも、星野たちにとって有利な状況をもたらしたはずである。建議案が否決された翌3月には、日本軍が、両軍ともに30万人前後の大軍が激突した奉天の戦でロシア軍を退却させ、さらに5月の日本海海戦でロシア艦隊を壊滅させて戦局を決定づけ、9月の日露講和条約締結へと導いた。日露戦争の勝因として武術の価値を論じるという建議案の内容が、実際の勝利によって拍車がかかったナショナルな感情を背景に説得力を増したはずである³³⁾。

以上のような点からすれば、建議案の内容を変えず、同じものを提出して可決をめざすという選択肢も存在したはずである。しかし、星野らはそのような選択はせず、次年度の建議案の内容を大幅に修正した。なぜか。

政党についてみると、第2回の建議案を準備する時点で、立憲政友会が10名増の149名(そのため委員会の委員も4名に増加:表2)、逆に憲政本党は5名減の90名の議席数となり、また、前述のとおり日露戦後に憲政本党が反政友会に転じて両党が対立関係に入った。こうした事態は、衆議院において建議案が再度否決される可能性がより高まったことを意味する。

また、そもそも武術を正科に採用するか否かについての最終的な決定権をもっているのは文部省であり、衆議院ではない。第1回の建議案の審議過程を通じて明確になったことは、「説明を承りましても、其従来の方針を、茲に一変するだけの理由を、十分に見出すことが難しい」という文部省の澤柳の発言が象徴しているように、この建議案では文部省の方針を転換させることができないということであった。

建議案の否決から9カ月後、1905年11月に出された文部省の体操遊戯取調委員会の答申は、この点をより明確に示した。「近年体育奨励の声盛なると共に、之を学校正科に加へんとして、建議するもの多しと雖も、今日に於て曩に調査せる結果を覆し、之を正科に加へざるべからずとするの理由を発見すること能はず」と星野らの建議案に向かって、正科採用の否定を改めて宣言したのだ。それとともにこの答申では、撃剣、柔術を「団体的教授」に適するように改良し、順序や方法を考案し、それによって「体育の目的と一致せしむる」ことによって正科採用をはかるという意見については肯定的に評価し、これは歳月をかけて実践的にも理論的にも、系統的に研究を遂行して、「幾多の変更修正」を加えていかなければならず、国立体育研究所(設立予定)等でさらに別の調査が必要であると述べている³⁴⁾。

このような文部省方針を突きつけられた星野らは、正科採用の道がいかに厳しく遠いものであるかを改めて痛感したはずである。こうした現実をふまえて、星野らは、文部省の合意獲得に照準を定めた現実的な建議案へと大幅な内容修正をはかったのであり、その際、基軸に据えられたのが、この体操遊戯取調調査委員会の答申であり、かつまた建議案の審議過程で露わになった数々の問題点であったにちがいない。後者については、本稿でかなり詳細にフォローしてきたつもりだが、それらすべてをクリアできるものへと修正がなされたのだ。

この修正をより大きな視野から総括するならば、それは、明治以降に構築された徴兵制と一体となった正科体育の制度的な枠組みがいかに強固なものであったかを示すものであり³⁵⁾、星野らはそれに抗しきれず、この制度的な枠組みと矛盾をきたさない案へと修正を余儀なくされたのであり、建議案の可決に向けての取り組みは、星野らにとってこうした戦術的な後退や妥協をふくんだ試行錯誤のプロセスであったといえよう。

かくして大幅な修正を施した第2回の建議案は、

1906年3月13日、衆議院で無事可決をみた。それを受けて、文部省による調査が活性化する。同年6月22日付『読売新聞』は、文部省視学官の野尻が、「東京、広島両高等師範学校に於て調査せしめつゝあり。但し全国各中学校の正科となすには、右教師養成の必要あり。旁々世の進運は教育の発展と共にこの種の設備を要する域に達せしめられたれば、来年度は予算の許す限り体操研究所又は体操練習所を設け、引続き精査せしめたる上実行すべき考へなり」³⁶⁾と報じている。7月6日、文部省は5名からなる視察団を川越中学に派遣したが³⁷⁾、これは、野尻がいう東京高等師範学校における調査の一端を示すものであろう。他方、大日本武徳会は、同年8月8日に剣術形および柔術形を制定した。流派毎のバラバラなものではなく、全国に普及させることができる「一定の形」が準備されたのだ。

しかし、その後の経緯も決して平板なものではなかった。2年後の1908年3月に第3回の建議案が提出されたこと自体がそうした事情を物語っている。文部省が方針を転換し、撃剣、柔術を正科採用するには、「体育に関する建議案」の可決という「政治力」だけでは不十分であり、さらに別の要因が必要だったとみるべきであろう³⁸⁾。この点については、稿を改めて論じてみたい。

【注】

1) 文部省は、熊本県からの問い合わせ「尋常中学校ニ於テ随意科トシテ撃剣加設方」に対する回答（1898年4月15日付戊高甲三四八号）において、必修とする場合は「随意科」、生徒の任意に任せる場合は「遊戯」と課外授業の名称を2つに区分したうえで、中学校および師範学校において、撃剣、柔術を「随意科」として実施するは法令違反であることを通知した。さらに文部省は、この点を全国の中学校および師範学校に周知するため、1898

年5月31日付通牒「師範学校又ハ尋常中学校ニ撃剣柔術加設禁止」（戊高甲三十一号）、を発したが、同通牒では「随意科」という名称は用いず、これを「生徒各自必須科ノトシテ之ヲ従事セシム」とことと表現し、禁止した。しかし、その翌月、6月22日付で「師範学校又ハ尋常中学校ニ於テ教科外ニ柔道撃剣等採用方」（戊普甲一〇三一号）を発し、先の通牒の趣旨は「教科トシテ課スルハ不都合」ということであり、柔道、撃剣、水泳はもちろん漕艇、ベースボール等も「心身ノ鍛錬上効益」があることから、これらを「至当ノ取締法」を設けて実施することは差し支えない、とした。この通牒によって、「随意科」すなわち必修の課外授業としての実施も、文部省よって実質的に公認された形になったと考えられる。これらの通牒は、浜田義明『学校体育運動に関する法令通牒』目黒書店、1939年、pp.201-203、中村民雄『史料近代剣道史』島津書房、1985年、pp.143-144、所収。なお、課外授業として実施された武術の実態を明らかにした研究としては、福田啓子「奈良女子師範学校における薙刀教育—薙刀教師および指導内容の変遷に注目して—」『体育学研究』第54巻第1号、2009年6月、が唯一のものであろう。

2) 明治期には、武道、武術、剣道、撃剣、剣術、柔術、柔道など多様な武術関係用語が使用されているが、本稿では、タイトルも含めて、引用の際にはそれらを原文のまま鉤括弧をつけないで用い、それ以外は文部省の用例にしたがい、武術、撃剣、柔術を用いている。なお、撃剣、剣術から剣道への用語の変化については、木下秀明の一連の論文「『撃剣』『剣術』から『剣道』への移行過程に関する検討：『文部省第一回撃剣講習録』の分析」『体育学研究』第50巻第3号、2005年5月、同「『撃剣』『剣術』から『剣道』への移行に関する史的考察」同誌第51巻第1号、2006年1月、「『撃剣』『剣術』から『剣道』への移行過程に関する検討：永井道明の場合」同誌第51巻第2号、2006年3月、参照。

3) 以上の答申は、前掲『史料近代剣道史』、

pp.127-128、141-142、165-167、所収。なお、学校衛生顧問会議の答申については、鈴木敏夫「教育家と衛生家との衝突—『学校衛生顧問会』と武術の学校正科編入問題」『北海道大学教育学部紀要』第 54 号、1990 年 2 月、が教育世論との関係を軸に詳細な検討を加えている。

4) 前掲『史料近代剣道史』p.118、中村民雄『剣道事典—技術と文化の歴史—』島津書房、1994 年、pp.205-212、同「明治期における武術の正科教材編入のための請願運動について—一直心影流・星野仙蔵の場合—」『福島大学教育学部論集—教育・心理—』第 33 号、1981 年。なお、これらの建議案や請願に関する史料を収録したものとして、安部磯雄編『帝国議会教育議事総覧』厚生閣、1933 年、渡辺一郎編『史料明武道史』新人物往社、1971 年、前掲『史料近代剣道史』がある。

5) 田中鎮雄は、1911 年の文部省による撃剣・柔術の正科採用を近代学校武道の制度化ととらえ、その要因を、①「社会における尚武の気運」、②「社会武道および学校武道の先導的実践」、③「帝国議会での請願可決」、④「全国師範学校長会議の積極的答申」の 4 つに要約している（同「近代学校武道制度化過程における国立体育研究所設置論—明治末期の学校武道論と国立体育研究所論の関係—」『武道学研究』第 12 巻第 2 号、1980 年、p.9.）。この田中の提起に引き寄せて本稿の課題を整理するならば、本稿は、近代学校武道の制度化要因を、③を基軸にしながら、①および②をも含めて動態的かつ構造的に把握しようとする試みであるといえよう。なお、この 4 つ要因は、上記論文および同「明治末期学校武道観の研究」『日本大学人文科学研究所紀要』第 22 号、1979 年、そして『武道学研究』の第 6 巻第 1 号（1973 年）～第 11 巻第 3 号（1979 年）に掲載された杉江正敏および中村民雄による計 10 本の論文をふまえて提起されたものである。

6) 前掲『剣道事典』p.366

7) たとえば、第 1 回の委員会の設置時には、議員計 379 名から 9 名選出なので、議員 42 名につき 1 名

の委員を選出する、という計算になる。各政党の議員数は、立憲政友会が 139 名、憲政本党が 95 名、無所属が 35 名、同攻会が 28 名、甲辰倶楽部が 27 名、帝国党が 19 名、自由党が 19 名、有志会が 17 名であり（大津淳一郎『大日本政党史』第 10 巻、原書房、1970 年、pp.1011-1014）、結果、表 2 のような委員構成になったと考えられる。

8) 前掲『剣道事典』p.341。

9) 第 2 回建議案の原案は、③が剣術形の体操（練胆操術）、柔術形の体操から 1 つを選択するとなっていたが、建議案委員会で上記のように修正可決され、それが本議会で可決された。この点について中村民雄は、「委員会ではむしろ政府に早期実現を求める意見が相つぎ、前回廃案となった案に近い修正を施された」（前掲『剣道事典』p.209）と指摘しているが、第 1 回建議案との相違がいかに大きなものであるかは改めて指摘するまでもないだろう。たしかに建議案委員会における修正によって、原案にはなかった剣術・柔術が登場しているが、それは剣術・柔術の形の体操が指導できる指導者を確保するには 3～5 年はかかってしまうので、その間を埋めるために剣術・柔術を入れるといった意見にもとづくもので、この点に関しては、文部省が調査の上で形の体操のみを採用する（建議案の原案どおり）ということでもよい、との確認もなされている（『帝国議会衆議院委員会議録』明治篇 38、東京大学出版会、1988 年、p.244）。

10) 前掲『帝国議会衆議院委員会議録』明治篇 38、p.243。なお、小澤は、同委員会で「本年は都合がありまして、提出者にはなりませぬが、提出者と同様なる熱心を以て、此案の通過致しますことを希望する」（同上 p.243）と発言している。提出者とならなかったのは、第 1 回建議案の採決前に行なった演説での失態（後述）が尾を引きマイナスに作用することを恐れたためではないか。

11) 第 3 回建議案には「調査ノ上」という文言がないが、この点は建議案委員会の委員長神崎が本会議における報告のなかで、「文部省に於て相当の調査を為して速に之を決行して、貰ひたい」と、文

部省による調査の不可欠性を前回と同様認める説明を行っており（『帝国議会衆議院議事速記録』明治篇 22、東京大学出版会、1980 年、p.388）、第 2 回建議案と実質上変りない。木村吉次は、第 3 回建議案を「当初のものにもどるような建議案」とであると評価している（同『日本近代体育思想の形成』杏林書院、1975 年、p.178）。木村は、第 2 回建議案が修正可決された事実を見逃しているが、いずれにしてもこうした評価は誤りである。

12) この請願は、柴田克己外ら計 7 名によって提出されたもので、高等学校、師範学校、尋常中学校等の正科体育での撃剣の採用を求めたものであり、紹介議員を介して請願委員会第一分科会および請願委員会で審議がなされ、1907 年 3 月 18 日の衆議院本議会で可決された（前掲『帝国議会衆議院議事速記録』明治篇 22、p.274）。請願委員会第一分科会での「之は議論をする必要はないと思ふ、衆議院に於ては既に之を正科に加へると云ふことを、大多数で建議まで致して居る」（『帝国議会衆議院委員会議録』明治篇 40、東京大学出版会、1988 年、p.97）という発言に示されているように、この請願は、前年に可決された第 2 回の「体育ニ関スル建議案」を前提にほとんど内容的な議論なしで可決をみている。

13) それまでに、関重郎治らの「剣法体操ヲ児童体育ニ編入之儀請願」および柴田克己らの「撃剣ヲ各学校ノ正科ニ加フルノ請願」が、衆議院・貴族院に計 15 回提出され、うち貴族院で 3 回、衆議院で 1 回可決をみている（前掲『剣道事典』p.206）。提出者が議員の場合は建議、そうではない場合は請願と呼ばれ、注 12 の事例のように、建議とは異なる手順で審議がなされた。両者の差異等については、葦名ふみ「帝国議会衆議院における建議と請願—政府への意見伝達手段として—」『レファレンス』第 718 号、2010 年 11 月、参照。

14) 以下、『帝国議会衆議院議事速記録』明治篇 20、東京大学出版会、1980 年、pp.197-198。引用にあたっては、カタカナを平仮名に変え、濁点および句読点を加えた。以下、『帝国議会衆議院委員会議

録』からの引用にあたっても同じ。

15) この資料について星野は、委員会で「^{マッ}神影流ノ法定四本ト云フ形ト、ソレカラ竹刀十四本ノ形ト云フモノヲ第一編トシテ、刷ッタモノデアリマス」（『帝国議会衆議院委員会議録』明治篇 32、東京大学出版会、1988 年、p.298）と説明している。その半年後、1905 年 8 月に発行した星野仙蔵『練胆操術教範第壹編』（中村民雄編『武術体操（近代剣道書選集第 4 巻）』本の友社、2003 年、所収）に近いものであったと思われる。

16) 武術体操については、前掲『剣道事典』pp.181-190 参照。

17) 『ゲウセ・ワルテル』紙が「日本及び日本人と題する論文」を掲載し、その中で「日本人は黄色人種に於ける唯一の代表者なるが、其持みとする所は、全く柔を以て剛を制し弱を以て強に勝つの技術にあり。彼等社会に言う所の著名なる柔術即ち之なり。彼等は巧に之を戦争に利用して今日の勝利を得たるものなり」と報じたという 1904 年 8 月 11 日付『読売新聞』の記事もその一例である。日露戦争を契機とした外国におなる柔術ブームについては、坂上康博編『海を渡った柔術と柔道』青弓社、2010 年、参照。

18) 以下、前掲『帝国議会衆議院委員会議録』明治篇 32、pp.297-309。

19) 日露戦後、陸軍は白兵主義を採り、歩兵操典を改訂し、撃剣の正科採用をも主張するようになる（城丸章夫「人間形成と『武道』を考える」『体育科教育』第 28 巻第 12 号、1980 年 11 月、p.22）。

20) 1883 年の徴兵令改正を機に、文部省は中等学校に対して普通体操に加えて、歩兵操練・兵式体操の実施を指示したが、これは中等学校以上の官立学校の「歩兵操練科卒業書所持者」に事実上の徴兵猶予ないし緩和策が講じられたことが大きな動機であった（木下秀明『兵式体操からみた軍と教育』杏林書院、1982 年、p.147、大久保英哲「兵式体操」、宮地正人他編『明治時代史辞典』第 3 巻、吉川弘文館、2013 年、pp.33-34、大久保英哲「学校体育」、同第 1 巻、2011 年、p.526）

- 21) 以下、前掲『帝国議会衆議院議事速記録』明治篇 20、pp. 276-277。
- 22) この「理由書」は『帝国議会衆議院議事速記録』に記載されていない。
- 23) 日比野利信「横井時雄」、前掲『明治時代史辞典』第 3 巻、p.775
- 24) ただし、注 1 で述べたように、文部省は撃剣・柔術を随意科として実施することを法令上認めておらず、小澤の主張が矛盾しているわけではない。第 2 回建議案の原案に「随意科タル剣術、柔術ハ当局者宜シク之ヲ督励スヘシ」(表 3)とあるのも、こうした事情を物語っている。
- 25) 今村嘉雄「近代剣道の歩み」、今村嘉雄他『近代剣道名著大系』第 1 巻、同朋舎出版、1986 年、p.32。
- 26) 前掲『剣道事典』p.208。
- 27) 『帝国議会衆議院委員会議録』明治篇 48、東京大学出版会、1988 年、p.355。
- 28) 木下恵太「憲政本党」、前掲『明治時代史辞典』第 1 巻、p.863。
- 29) 他方、「撃剣ヲ各学校ノ正科ニ加フルノ請願」を主導した柴田克己と小澤一郎の両者は、士族であり、この時期の武術家に占める士族の比率も高い(拙稿「大日本武徳会の成立過程と構造—1895～1904 年—」『行政社会論集』第 1 巻 3・4 合併号、1989 年 3 月、pp.102-103)。
- 30) 『京都日出新聞』1905 年 5 月 7 日付。
- 31) 前掲『帝国議会衆議院委員会議録』明治篇 38、p.242。
- 32) 採決の当日には、8 つの委員会が開催され、計 64 名の議員がそれらに出席していた(『帝国議会衆議院委員会議録』明治篇 29、東京大学出版会、1988 年、p.109、同明治篇 31、p.175、195、221、245、309、337、同明治篇 32、p.323)。その中には、「体育ニ関スル建議委員会」委員の青地雄太郎も含まれている。
- 33) たとえば、軍部の公式見解も、日露戦争における勝敗の要因は「軍人精神の優劣」にあるというものであり、軍隊教育における精神教育の必要や将校に武士道精神を鼓吹する必要等が叫ばれるようになる(藤原彰『日本軍事史』上巻、日本評論社、1987 年、p.122)。
- 34) 以上、前掲『史料近代剣道史』p.167。ただし、引用にあたってカタカナを平仮名に変え、濁点を補った。以下の引用も同じ。同答申は、その一方で、「現時学校に於て、往々生徒の年齢及体質等を問はず、其の志望に任せ、撃剣、柔道を教ふるものあり。是れ体育上看過するべからざることなり。就中厳寒酷暑の候に於ける修行は、厳に生徒の体質を考ふる等、一層の注意を要するものと信ず」(同上)と現状を手厳しく批判し、警鐘を鳴らしている。
- 35) 撃剣・柔術の正科採用とともに中学校の場合は、毎週 3 時と規定されていた正科体育の時間数を「三時以内増加シテ之ヲ課スルコトヲ得」と変更された(教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第 5 巻、龍吟社、1939 年、p.149)。この事実は、徴兵猶予制度との関係で重要な意味をもつものとして注目すべきであろう。なお、師範学校ではこうした措置は取られていないが、それは男子の正科体育の配分が 1 年次 6 時、2～4 年次 5 時、5 年次 3 時(同上 p.559)と多かったためではないか。
- 36) 引用にあたって句読点を付した。
- 37) 前掲『剣道事典』p.209。
- 38) たとえば木下秀明は、「文部省の撃剣に対する消極的方針の払拭に、日露戦争後に白兵を重視するようになった陸軍の要求が関与した」と指摘している(前掲『兵式体操からみた軍と教育』p.147)。前掲「人間形成と『武道』を考える」(p.22)でも同様の指摘がなされている。